二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上佐料川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第七百六十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
香川県高松市鬼無町是竹
六〇六番二地先道路敷　一号
五九三番五　二号
五九六番一七　三号
六〇〇番三　四号
六〇〇番四　五号
六〇六番一　六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
元目川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第二千二百二十五号で指定した同号五に掲げる土地の区域及び平成二十一年国土交通省告示第七百六十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
香川県小豆郡土庄町馬越
字西山　乙一七二番五地先河川敷　一号及び二号
乙一七二番四地先河川敷　三号
乙一七二番三地先河川敷　四号
乙一七二番八地先河川敷　五号から七号まで
乙一六二番八　八号及び九号
乙一六二番四　十号から十二号まで
乙一六二番一〇　十三号
乙一六一番五　十四号
乙一六一番六　十五号
乙一五八番七　十六号
乙一五八番一　十七号
乙一五八番五　十八号及び十九号
乙一五四番一　二十号
乙一五四番九　二十一号

○国土交通省告示第三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年四月四日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千六百二十八号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県駿東郡小山町
上野
字ヤツブリ　三四〇番　一号
字北山　一五〇四番四二　三号及び四号
中日向
字シビダイ　七三〇番一　二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県駿東郡小山町上野
字ヤツブリ　二九三番
二九七番
二九九番
三〇〇番一及び三〇〇番二
三〇一番及び三〇二番
三〇七番
三〇九番
三一〇番一及び三一〇番二
字上合
八二三番及び八二四番
八四二番
八四八番一
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳島川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千三十九号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県駿東郡小山町大字柳島
字入山口　四八四番一　一号
五〇二番　二号
五〇一番二　三号
四九七番二　四号及び五号
四九四番一　六号
四九三番　七号及び八号
六七七番九七一　九号
六七七番九六九　十号
六七七番四五七　十一号
六七七番四五六　十二号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千三十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県駿東郡小山町大字柳島
字峯坂　四六六番　一号
四七二番一　八号及び九号
四七一番一三　十号
字平田沢　六七七番五九五　二号及び三号
六七七番五八九　四号及び五号
六七七番六二二　六号及び七号
六七七番六〇二　十一号及び十二号
字沼子　三八九番七　十三号及び十四号
三八九番一　十五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水ケ谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷
静岡県浜松市天竜区山東字水ケ谷
二〇九一番一から二〇九一番三まで
二〇九二番から二〇九七番まで
二〇九八番一から二〇九八番三まで
二〇九九番

○国土交通省告示第三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十三年四月四日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町
大字大宮字鳥谷沢
三六二番　一号、四号から二十九号まで及び五十六号
三六〇番一　三十号から四十五号まで
三六一番六　四十六号から四十八号まで
三六一番一　四十九号及び五十号
三六一番五　五十一号及び五十二号
大字宮の台
五七番　二号、三号及び五十三号から五十五号まで

○海上保安庁告示第八十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十三年四月四日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三三度東経一四〇度、北緯二八度東経一四〇度、北緯二三度東経一三八度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
(ロ)　北緯二九度東経一二九度、北緯二六度三〇分東経一二七度三〇分、北緯二六度東経一二七度三〇分の各点で囲まれる海域（陸域除く）
ロ　期間　平成二十三年四月四日から平成二十三年五月二十七日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第十三号（平成二十三年四月一日発行）、十管区水路通報第十二号（平成二十三年三月二十五日発行）、十一管区水路通報第十二号（平成二十三年三月二十五日発行）